「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (バリアフリー新法)に関連する取組について

令和5年6月30日にバリアフリー新法第9条の5及び6に基づきシーサイドラインにおける令和4年度「移動等円滑化取組報告書」(別紙)を国土交通大臣に提出しましたので公表します。

※平成 30 年 5 月にバリアフリー法が改正され、公共交通事業者等は、[1] バリアフリーに関するハード・ソフト取組計画の作成・公表 [2] 取組状況 等の報告・公表を行う制度が創設されました。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000181.html

第4号様式(日本産業規格A列4番)

移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和4年度)

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン 代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
なし	なし	なし

② 軌道停留場を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設及び車 両等の点検情報 の提供	1. 旅客施設 ・エレベーター設備については、建築基準法第8条及び第12条の規定に基づき、有資格者による法定点検及び定期 は検を行い、設備の良好な維持管理を継続します。	・計画どおり実施済
	2. 車両等 ・乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備については、3日に一度の検査を継続します。 ・案内装置については、3か月に一度の検査を継続します。	・計画どおり実施済・計画どおり実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供 人員配置の工夫	・無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降 補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応 します。	・計画どおり実施済
高齢者や障害者	・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多いことから平日の10時~18時の間係員を配置し、旅客支援が行えるような体制を継続します。	・計画どおり実施済
の接遇に関する		・新たに4名が資格 を取得した。また、 有資格者については 知識等の維持・向上 を図るため、更新手
		続きを実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供	・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。	・計画どおり実施済
乗車方法の案内	・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続 的に周知を図っていきます。	・計画どおり実施済
	・ホームページ上での各情報を利用者がより分かりやすく 閲欄できるように継続的に改善を図ります。	・レスポンシブWEBデ ザインを導入した
		ホームページ(スマホ 対応) にリニューア
		ルを実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供	・乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を 継続的に実施します。	・計画どおり実施済
	・高齢者や障害者等の接遇に関する資格(サービス介助士)を当社が全額負担して積極的な資格取得ならびに知識等の維持・向上を継続します。	・計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道停留場の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
	声かけ見守り活動のポスターをデジタルサイネージにて掲出、声かけ見守りの案内放送を行い、利用者への広報活動を継続します。 また、係員に対しても定期的に広報活動と啓発活動の重要性の周知を図ります。	・計画どおり実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する 省令及び告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強 化した情報共有を継続します。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ「バリアフリー情報」へ移動等円滑化取組計画及び報告書を掲載し、公表します。

https://www.seasideline.co.jp/station_guide/barrier_free/

(4) その他

特になし

(令和4年度)

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1 事 業 者 名 株式会社横浜シーサイドライン 代 表 者 名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

I. 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

	共用駅	軌道停留場 <i>σ</i> 名		5 線	名		所在都道 県市町村 ・市・市・市	i	一日当者者数	無人駅の 別		段差への応	ホームの 数	段消いラホを終れてプトの	ターの ii 基	一置 数	ターの設置	そ の 降置 基数	設置簡所			応型便所 の設置の		応型券売 機の設置	用者の円 滑な乗降	のための 設備の設
横横浜シーサイドライン		新杉田 ***	金ラ	記沢シーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	磯子区	31,236 人		0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
横横浜シーサイドライン	i	南部市場 ***	金ラ	記沢シーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	4,233 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
横横浜シーサイドライン		鳥浜 ***		記沢シーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	9,111 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	1 (1) 箇所	0	0	0	0	0	1	0
携模浜シーサイドライン		並木北 ***		記沢シーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	3,721 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	-	0	0	1	0
維模派シーサイドライン		並木中央 ***		記いーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	4,954 人		0	0	2	2	2 (2)	基	2 基	基	箇所	0	0	0	0	0	2	0
携模浜シーサイドライン		幸浦 ***		記いーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	5,203 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
携模浜シーサイドライン		産業振興 ***		記沢シーサイド イン	線	神奈川県	横浜市	金沢区	4,163 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	-	0	0	1	0
核模点シーサイドライン		福浦	s 金 ラ	記沢シーサイド イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	3,812 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	-	0	0	1	0
核模点シーサイドライン		市大医学 部		:沢シーサイド イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	9,809 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
抵積深シーサイドライン		八景島 🚌		記沢シーサイド イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	4,242 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
減機深シーサイドライン		海の公園 柴口		注沢シーサイド ·イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	2,274 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
核模点シーサイドライン		海の公園 南口		注沢シーサイド ·イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	1,821 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
核模点シーサイドライン	!	野島公園 ***	·* ラ	:沢シーサイド イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	3,288 人	0	0	0	1	1	1 (1)	基	1 基	基	箇所	0	0	_	0	0	1	0
減機派シーサイドライン		金沢八景 🚌	s 金	記沢シーサイド イン	線	神奈川 県	横浜市	金沢区	18,705 人		0	0	1	1	1 (1)	基	2 基	基	箇所	0	0	0	0	0	1	0
		(合計) 14 ***	rs							11 ***	14 ***	14 ***	15	15	14 14 15 (15)		14 0 *** 16 0 基	0 ## 0 基	1 1 停留場 1 (1)箇所		14 ***	5 ***	14 ***	14 ***	14 ***	14 ***

移動等円滑化取組報告書(軌道停留場)

(令和4年度)

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン 代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ш	高齢者	障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。
(2)過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。①中小企業者でない。②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。

移動等円滑化取組報告書(軌道車両)

(令和4年度)

住 所 神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番地1

事業者名 株式会社横浜シーサイドライン 代表者名 代表取締役社長 猪俣 宏幸

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

- I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況
 - (1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況
 - ① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道 車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況			
なし	なし	なし			

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める 基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客施設及び車 両等の点検情報 の提供	1. 旅客施設 ・エレベーター設備については、建築基準法第8条及び第1 2条の規定に基づき、有資格者による法定点検及び定期点検を行い、設備の良好な維持管理を継続します。 2. 車両等	・計画どおり実施済
	・乗降口の戸の開閉する側を音声により知らせる設備については、3日に一度の検査を継続します。 ・案内装置については、3か月に一度の検査を継続します。	・計画どおり実施済 ・計画どおり実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供 人員配置の工夫	・無人駅において事前連絡または駅インターホンにて乗降補助の申し出については近隣の有人駅の係員が迅速に対応します。	・計画どおり実施済
高齢者や障害者	・市大医学部駅は、病院隣接駅のため旅客支援対象者が多い ことから平日の10時~18時の間係員を配置し、旅客支援 が行えるような体制を継続します。	・計画どおり実施済
の接遇に関する有資格者係員の配置	・駅係員の9割程度が高齢者や障害者等の接遇に関する資格 (サービス介助士)を有する係員を配置していますが、資格 取得の促進ならびに知識等の維持・向上に今後も継続的に取	・新たに4名が資格を取得した。また、有資格者については知識等の維
	り組みます。	持・向上を図るため、更 新手続きを実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
7,7,7,7,0	・乗降補助サービスにあたり、事前連絡用の案内をホームページに掲出し周知を継続します。 ・運賃や乗車方法について、ホームページに掲出し、継続的に周知を図っていきます。 ・ホームページ上での各情報を利用者がより分かりやすく閲欄できるように継続的に改善を図ります。	・計画どおり実施済・計画どおり実施済・レスポンシブWEBデザインを導入したホームページ(スマホ対応)にリニューアルを実施済

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービ スの提供	・乗降補助サービスを行う係員へ、その対応方法の教育を継 続的に実施します。	・計画どおり実施済
	・高齢者や障害者等の接遇に関する資格(サービス介助士) を当社が全額負担して積極的な資格取得ならびに知識等の維 持・向上を継続します。	・計画どおり実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況				
	声かけ見守り活動のポスターをデジタルサイネージにて掲出、声かけ見守りの案内放送を行い、利用者への広報活動を継続します。 また、係員に対しても定期的に広報活動と啓発活動の重要性の周知を図ります。	・計画どおり実施済				

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」並びに関連する省令及び告示を踏まえ、より高い効果を発現するための取組に繋げるために、各課の連携を更に強化した情報共有を継続します。

(3) 報告書の公表方法

当社ホームページ「バリアフリー情報」へ移動等円滑化取組計画及び報告書を掲載し、公表します。 https://www.seasideline.co.jp/station_guide/barrier_free/

(4)	その	り他

特になし

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供し ている編成数 (両)	公共交通移動等円 滑化基準省令に 適合した編成数 (両)	車椅子スペースの 数が公共交通移 動等円滑化基準 省令の規定を満た している編成数	便所のある編成 数	便所のある編成の のうち車いす対応型 便所のある編成数	案内装置のある 編成数	車両間転落防止 設備のある編成 数
案内軌条式鉄道	18 編成 90 (両)	18 編成 90 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成(両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成(両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	18 編成 90 (両)	18 編成 90 (両)	18 編成	0 編成	0 編成	18 編成	18 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関す	うる事項	頁
(1)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	0	
(2)過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。		